

Dr. エドワード・バッチ財団

業務規定

前文

「... これからご紹介する療法の他に、科学的な知識は一切必要としません。自然に存在するものはすべてシンプルなのですから、科学や理論という呪縛から自由になり、これを純粋なまま受け入れることのできる人が、この『神からの贈り物』の恩恵を享受することができます。」

エドワード・バッチ博士

『トウェルブヒーラーとその他のレメディ』より

バッチ博士はノーラ・ウィークスとビクター・ブレンに自分の仕事を託しましたが、その時博士は、どのようにこの仕事を引き継いでほしいかについても明確な指示を与えました。博士はビクター宛の書簡で、『私達の仕事』は、この癒しの方法の単純性と純粋性を堅く守ることです。」と語っています。ノーラとビクターは博士のこのような遺志を継いでいくことを約束し、私達もまたこの同じ約束を守っているのです。

Dr. エドワード・バッチセンターはバッチ博士の業績の純粋性を尊重し、その維持に努めています。博士のシステムの単純性と完全性と時代を超えた有用性を守り、自己を癒すという博士のメッセージを普及していくことを、私達は誓っています。

皆さんはプラクティショナーとして、バッチ博士の業績についての確固たる知識を獲得したことを既に示されました。ここで皆さんに、この「業務規定」に同意して私達と同じように博士の遺志を継ぐことをお約束して頂き、バッチ財団の登録に加わって頂く機会を提供できることを喜ばしく思います。

ジュディ・ラムゼル・ハワード、ステファン・ボール

1. 総則

- 1.1 バッチ博士のシステム（以下「本システム」）は、38種類のフラワー・レメディ及び単純で理解しやすい選択法・使用法から成る、自助と自己発見の方法である。
- 1.2 Dr. エドワード・バッチ財団（以下「財団」）は、本システムの純粋性、単純性、独自性、完全性を守ること、並びに、これらの目的を目指す適切なプラクティショナーを、国際登録プラクティショナーとして登録すること（「登録」）を目的とする。

- 1.3 本業務規定（「規定」）は、登録のための条件を規定し、各国の登録プラクティショナーのための実務の標準を定める。
- 1.4 財団は、職業上、法律上、もしくは法規上の要件の変更に伴い、本規定を改定する権限を保有する。
- 1.5 財団に登録したプラクティショナーは、地元の法律に従い、地元の法律で無効とされる本規定の条項は適用されないものと理解する。

2. 登録

- 2.1 財団が認可したレベル3の学習及び評価過程を修了した者は、財団への登録を申請する資格を有する。
- 2.2 登録資格は、当該プラクティショナーが本規定に規定する条件に同意し、それに従うことを書面により確認した上で認可される。
- 2.3 登録の認可または取り消しの決定は、全面的に財団の裁量に委ねられる。
- 2.4 財団は、登録プラクティショナーに登録されたことを示す登録証明書（「証明書」）を発行する。登録も証明書も、医業及び免許を要するその他の救助・支援に係わる職業に就くための専門資格、学位、修了証書、免許証とはならない。また、その受領者に対し、前述の免許を要する行為を実施する権利を与えるものでもない。
- 2.5 財団は、登録プラクティショナーの活動と目的を支援し、本システム及びプラクティショナー業務のその他の側面に関する助言と情報を提供する中心として行動するように努める。
- 2.6 財団は、登録プラクティショナーへクライアントを紹介し、プラクティショナーが提供するサービスについて、一般市民の認識を高めるように努める。
- 2.7 すべてのプラクティショナーは、そうでない旨を財団へ通知しない限り、財団からのクライアントの紹介を受けるものと見なされる。動物のケアにおける資格を有するプラクティショナーは、登録上別にリストされ、クライアントに紹介する場合には必要に応じてこのリストを優先して考慮する。
- 2.8 登録プラクティショナーは、毎年、登録を更新し、財団またはその代表者により通知された登録料を支払わなくてはならない。登録の更新をしなかった場合には登録を取り消される。但し、引退したプラクティショナー及び65歳以上のプラクティショナーは、書面により財団にその旨を申請することにより、登録料を免除される。
- 2.9 財団は、本規定のいずれかの条項に違反したと判断した場合には、予告なしに登録の取り消しや停止、登録更新の保留を行う権利を有する。

3. クライアント

- 3.1 プラクティショナーは、助け手であり導き手として行動し、クライアントが本システムを学び自分自身で自分や家族を助けることができるようになる手助けをすることを

目指す。

- 3.2 プラクティショナーは、クライアントが自分の感情の状態をより良く知り認識できるように、癒しの過程がクライアント自身のペースで進んでいくことを許容する。
- 3.3 プラクティショナーは、カウンセリングのために安全で秘密が守られる環境を用意する。
- 3.4 プラクティショナーは、プラクティショナーとクライアントの関係、及び、他のどのような関係においても、自分の限界に常に注意を払い、クライアントがそれを理解できるようにする。
- 3.5 プラクティショナーは、クライアントの問題やニーズや感情を敏感に感じ取り、彼等の文化的・宗教的背景や信念を良く理解するように努める。
- 3.6 プラクティショナーは、クライアントはどのような時でも自分自身の健康と幸福に対して責任があることをクライアントに助言する。
- 3.7 プラクティショナーは、自分の否定的な気分や行動がクライアントに与える影響に気づき、それを防ぐために、みずから本システムを活用したり、他の適切な行動を取る必要がある。
- 3.8 プラクティショナーは、性的面、感情面、あるいは他のどのような面においても、クライアントを搾取してはならない。

4. 実務

- 4.1 プラクティショナーは、実務においては倫理的に、且つ専門家として最高の水準を維持しなければならない。
- 4.2 プラクティショナーは、常に自分の安全に留意し責任を持つ。また自分の安全確保のための措置を講じなければならない。
- 4.3 クライアントが本システムの助けを求めた場合に、プラクティショナーは、本システム以外の療法を代わりに薦めようとしてはならないが、適当と判断される場合には、本システムを使う以外に、それに付け加える形で他の療養を使うことは許される。
- 4.4 本システムを用いて行う実務では、プラクティショナーは認識された感情の状態や性格についてコメントし、それに対するレメディを選ぶことに自分の行為を限定し、いかなる身体的・精神的疾患の診断及び治療もしてはならない。
- 4.5 自分の能力を超えるケースを抱えたプラクティショナーは、自分に対応することを止めて、専門の資格を持つ他のプラクティショナー、医師、獣医など、他の専門家に紹介するか、専門的な団体に紹介するものとする。
- 4.6 料金体系、取り消し時の方針や秘密保持の程度などの条件については、最初のカウンセリングを開始する前に明確に説明する。
- 4.7 上記の条項(4.6)に基づいて同意された条件を変更する場合には、事前にクライアントに通知する。

4.8 バッチ博士の善意に鑑み、クライアントの相談料は適正かつ妥当なものとする。

5. 本システムの完全性

- 5.1 プラクティショナーは、全ての言動において、本システムの純粋性、単純性、独自性、完全性を強調する。
- 5.2 プラクティショナーは、38種類のレメディを使用する際に、バッチ博士が『トウェルブヒーラーとその他のレメディ』で説明している単純な選択法及びカウンセリング方法のみを常に用いる。また、その他の選択法や補助手段や道具を推薦、紹介、または使用してはならない。
- 5.3 治療または自己啓発のための他の方法を併用するプラクティショナーは、それ自体完全なシステムとしての本システムの提示と使用に、これらの他の方法が影響を及ぼすことのないようにする。

6. サービスの広告

- 6.1 プラクティショナーによる、またはその同意により行われる表示や広告上の表現は、偽り、不正、欺瞞、誤解を招くもの、不法、不公正を避けなければならない。それには例えば以下の表現が含まれるが、これに限らない。
 - 6.1.1 規定に反する表現
 - 6.1.2 並はずれた、またはユニークな力を暗示する表現
 - 6.1.3 他のプラクティショナーが提供するサービスより優れているという趣旨の表現
 - 6.1.4 扇情的表現、誇張や皮相な表現のような実際とは異なる表現
 - 6.1.5 意図的であるにかかわらず、誤った、あるいは根拠のない結果を期待させるような表現
 - 6.1.6 特定の医学的、精神医学的、あるいは獣医学的な状態や症状を挙げ、診断及び処方を行うという表現
- 6.2 現在、財団に登録しているプラクティショナーは、一般に向けて、下記の肩書を用いることができる。
 - 6.2.1 バッチセンターが認定した、人間を対象としたコンサルテーションを行う専門家のトレーニングコースを修了した人は、「バッチ財団登録プラクティショナー」
 - 6.2.2 バッチセンターが認定した、動物を対象とした専門家のトレーニングを修了した人は、「バッチ財団登録アニマルプラクティショナー」
- 6.3 現在、財団に登録しているプラクティショナーは、財団に登録しているプラクティショナーとしての身分を示すために、自分の名前のあとに下記の文字を使用することができる。

- 6.3.1 バッチ財団登録プラクティショナー（Bach Foundation Registered Practitioner）はBFRP
- 6.3.2 バッチ財団登録アニマルプラクティショナー（Bach Foundation Registered Animal Practitioner）はBFRAP
- 6.4 現在、財団に登録しているプラクティショナーは、本システムのプラクティショナー業務に関して発行する、または発行を許可したポスター、パンフレット、案内書、レターヘッド、名刺、ウェブサイト、その他の印刷物または出版物に、財団のロゴと Bach Foundation Registered Practitioner（ ）の文字を記載してもよい。
- 6.5 プラクティショナーは、プラクティショナーが提供するその他の療法を、財団が承認、認定、認可したと思わせるような方法で、財団のロゴまたは「バッチ財団登録プラクティショナー」としての身分を使用し、または使用を許可してはならない。
- 6.6 プラクティショナーは、プラクティショナーが行う教育活動を財団が承認、認定、認可したと思わせるような方法で、財団のロゴ、または「バッチ財団登録プラクティショナー」としての身分を使用し、または使用を許可してはならない。ただし、財団が書面で明白に承認した場合は、その限りではない。
- 6.7 プラクティショナーは、財団の書面による許可を受けない限り、トレーニングコース終了時に発行する証明書に財団のロゴを使用し、または使用を許可してはならない。

7. 苦情

- 7.1 本規定の違反及びクライアント、プラクティショナーまたは一般市民からの苦情を調査することは、財団の責任である。
- 7.2 プラクティショナーは、適切で理にかなっていると判断した時点で、財団の苦情処理手続についてクライアントに知らせる。苦情処理手続については以下のとおりとする。財団に申請することにより手続の書類一式を入手できる。
- 7.3 規定違反の証拠またはプラクティショナーの行為や行動に関する書面またはテープ録音による苦情を受け取り次第、財団は苦情を調査する査定人（「苦情査定人」）を任命する。苦情査定人は、苦情の申立を受理したことを書面で通知した上で、苦情または規定違反をプラクティショナーに書面で通知し、苦情査定人が定めた期間内に返答するように求める。
- 7.4 プラクティショナーからの返答を受け取り次第、苦情査定人は、苦情申立人及びプラクティショナーからさらに詳しい陳述を得るなどして、必要と思われる情報や証拠を収集する。
- 7.5 調査完了後、苦情査定人は問題解決のために、以下の一つまたはそれ以上の措置を取る。

- 7.5.1 苦情または違反の報告を退ける。
- 7.5.2 プラクティショナーにさらにトレーニングを受けるよう要請する。
- 7.5.3 プラクティショナーに苦情に対する賠償を行うよう要請する。但し、その金額は苦情を申し立てたクライアントが支払った相談料の金額を上限とする。
- 7.5.4 プラクティショナーの登録を停止または取り消すように勧告する。
- 7.5.5 本規定に準じたその他の適切な措置を取る。
- 7.6 苦情査定人は、苦情申立人及びプラクティショナーに、判定及びその理由を書面で通知する。プラクティショナー及び苦情申立人は、30日以内に苦情査定人による判定に対する異議を財団に申し立てることができる。期日までに異議の申立がない場合には、調査は打ち切りとし、プラクティショナーが苦情査定人の判定に全面的に従わないときには、即時、登録を取り消すものとする。
- 7.7 期日までに異議の申立を受けた場合には、財団のディレクターが検討を加え、苦情申立人、プラクティショナー、及び苦情査定人から文書の提出を求めるなど、さらに詳しい情報を収集することもある。ディレクターの判定は最終的な決定であり、苦情査定人、苦情申立人、及びプラクティショナーに書面で通知される。プラクティショナーがディレクターの決定に全面的に従わないときには、即時、登録を取り消すものとする。
- 7.8 地元の法律によってプラクティショナー及び苦情申立人が享受すべき通常の権利は、本規定の条項により影響を受けない。

8. 法律面

- 8.1 プラクティショナーは、トリートメントボトルの調合により生じるかもしれない損害に対する責任など、プラクティショナーとして働く際の行為、行動、慣行、不作為に対して十分且つ完全な責任を負う。
- 8.2 プラクティショナーは、本規定を受け入れることにより、プラクティショナーの怠慢または過失の結果として、財団及びその役員と代行者及び代表者が被るいかなる損失や被害に対しても弁償することに同意する。
- 8.3 業務を行う上で開業するその国及び地域の法規に従うこと、適切な保険をかけることで個人及び職業上の義務を守ることができるようにすることは、プラクティショナーの責任である。
- 8.4 登録証明書、バッジ、及びプラクティショナー業務を支援するために財団から提供されたコンピュータ・ファイルや書類などのその他の品目は、常に財団の所有物であり、財団から要請があった場合には、すみやかに返却しなくてはならない。
- 8.5 BFRP（「バッチ財団登録プラクティショナー」）の文字及び財団のロゴは、財団の商標、登録商標、著作権所有物であり、現在財団に登録されたプラクティショナーのみが使用することができる。

- 8.6 財団のロゴ、BFRP の文字、及び「バッチ財団登録プラクティショナー」の肩書きの使用に関して本規定で許可された事柄は、財団が随意に想定するものであり、財団はいつでもそれを取り消すことができる。
- 8.7 本文書、登録証明書、及びプラクティショナーに提供されたその他の許可事項または資料は、財団またはその他の組織または個人との提携、ライセンス契約、ジョイント・ベンチャー、あるいはいかなる関連をも構成するものではない。

初版 2000年 改訂版 2009年9月